



門力5
號 4355
卷

早稻田大學圖書館
31.11.12
藏書

嘉永六世年十月中村為保
魯西亞和對話



一為保
時經 犯前考左場門尉方中連の返返解

之語更子部一の役之難お成候使前

之面皮を立考之度一經一節糸一上

書句徳益考以積考自是去之考持糸

較考一説可較考

一侵言
照之古口上之強出考考及及以考之面

之教何處也

一為 今般亦復山之南ハ云々之教之とありし也

一使 一應承以委右之ハは右中犯前亦振

右邊の耐振より中の中ありし之教と更子

亦替りし候も之を振と改め

一為 是を是なる犯前亦振右邊の耐振より上

より中倫為け書面より亦犯し色返振

之教之とけし上は概政方へ亦不可申之

一 此概政方一日會候ありしは在更に動

し候も難事あり成り為候節に面皮と云

一 是を是と雖も動無之上より通譯せり

一 又亦も蘭傳より伝文持来致り方篤と

一 読政解義の廣く申す候也

一 使 何事亦傳文相名致候也

一 為 太傳文亦復也

一 使 此以上之教承知致り此國風よりあり

山は元々成丈急建山又是ありて其の

一為 彼山如く退く中後に通く事あり

一使 西渡し書面字法とて彼山に警備あり

形持形屋ありて其体息あり度あり

一為 心持あり

一使 唯今蘭文一鏡彼山難あ分慮あり

才一上ト口フ為ハ口ニヤ所屬よりお遠望

あり

一為 上ト口フの日本所屬たる論あり日本に從も

五し五十年前に國下中越山もあり

一使 百年以前ハ口ニヤ所屬あり

一為 其方より左振より之より十年前に日本

所屬あり

一使 何れありて左振よりあり

一為 此方より從ありしとて方より年古に從と

中五山石よりありて中越山あり

一使

左の角も角も宜い

一為

平下口は方子層の儀も端も終る方左指

て波の

一使

今日ハ別殿に取掛探もつておるに在る

如矢張付種法の中と同指し儀とあり

此返指し古例を以て今年と律とある

不能との意味の中お波とと解し難い

一為

其の意味も終る六非はこれより當時の

此代替の事多し中左苗在評儀と難及る

端中も未夕一今年種とあり此礼式もお續

何分取事よは及難し然し成文多し

此個方にて是をた書簡に通しては上の

何指の中より此中受て終る

一使

此方よりも去面と見出

一為

去面と見出ると一後と終る

一使

此去面と見出ると一後と終る

一為 紀前書報左衛門尉格ノ中使の正あつて何

とも挨拶子難及去面を先取り致す

二日と直接挨拶致す

一為 其後由は二人ノ中使の先刻に去面是

致すに由りて冒の書に於て

一仗 先刻に去面を不得と云ふは格の行は

以て通し由國地ハ云々なる

一為 諸の由りて致すに方と由帆に依りて

一仗 冒ハ由人格ノ由會致す

一為 先刻に去面致すに上ノ由會も致す

左も致すに下ノ由會致す

一仗 由書面儀に於て動弁に仕由何レも

由甲人格ノ由會致す

一為 右去面に成致すに上ノ由會も致す

嘉永七宮年正月の對話

一為 昨日ハ元旦ニ為りて後儀紀前書報左衛門尉格

初より此は是後傳す

柳の事は上は此に寧くは接探痛入

は亦も神自分占年玉に是を

犯前も極た是の厨探八年始りて是上

被示上は不仕は身難は依くは礼

是上

は間へ書面取らばり此は極始の篤

一後此は右を金く足越は使してた

一使

一為

一使

一為

中は是も未くは此も候中さるは本の実と結
此節へ約事しは此と同様して當時文
難は用書面は是方お進

一使

此は是も未くは此も候中さるは本の実と結
此節へ約事しは此と同様して當時文
難は用書面は是方お進

中は是も未くは此も候中さるは本の実と結
此節へ約事しは此と同様して當時文
難は用書面は是方お進

一使

述波の役子付はケ条々高所出更是
赤のケ条ハ出先中より出上り上り上り海法と
中振子出振振ありてなる

一為

通高進位ハ其の五振さへ其ノ和合与
要細く条目亦ハ五振少中如何りして
出来下り式通信通高其其の五振出来

昔より其出ハ出先事ハ其

一使

右出初ハ振合ハ通高出先ハ其成計又々

右ハ強子ハ出ハ其成計ハ其合出成計
其子ハ其通高其成計ハ其成計ハ其
合出ハ其成計ハ其成計ハ其成計

一為

其今其其ハ其要細肥前其振左其其振
中其其其書面ハ其相返ハ其

一使

明後自是出振ハ其可其其

一為

其者一其其其其其書面其其其其
其先其其

一仗 出渡五津より控へ八時去面持来出当表

出帆江戸へ取越す

一為 右振詞を以て一は論儀を不取用出帆

被儀より是果不被出帆の務に於

の事には係出帆の中波も全く偽子に

實に出帆被儀より批者寸分も被

動さず中何方にも被はる同形に被

一仗 去面出更取に別所出役人極上

一為 出書面あり

一為 只今お出に中旨傍に去面不儀

御是前中旨極上にお出に別所

一仗 去面不儀より別所出役

別所封書に書面は出書面封儀

使は方へ出上るに

一為 封儀 出上るに

一仗 出役中極上封に

蘭文乃去而之也其人極人極之也

一為

波也知也

一仗

右去而之個仕也為警時也休息也

一為

付種也其書也中達也去而之也

一仗

明日漢文也

一為

漢文之次也此漢文之蘭文也

一為

一後波也之也

一為

明日漢文也

一仗

為中上並也陸場之儀也

一為

番船也之儀也通也

一仗

日也也上陸不苦也

一為

番船之儀也先也

一為

之也也斗之六也

一為

右也之事也

一為

法也公極也

一為

見也之也

一使

發國又其番船亦其事より長崎市中
不始上陸場不其作有先受る上陸ハ少被
續リ又受其トシ

一為

番船之儀ハ國法ニ於テ中其有六条其
英國人其被振ク儀以後其改革等其ハ

一使

深ク其國之正為其案事ト其事其後ハ
江戸方其紙ト上陸場其小事其其出
其魚山其何友ト也

一為

其國之其之其重之法制其之儀令其
其事ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト
其ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト
其ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト

一使

上陸之節番船之儀一旦其知其ト其
其ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト

一為

番船之儀其後之其ト其ト其ト其ト
其ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト其ト

一仗

志迷惑王及の兵も外國人正に扱は候
儀との所等と申動弁に候

一為

國之法例自他に難お成候

一仗

明白是非漢文に書面正是紙に書候事

蘭文にて此役人極方へ書上り書面候事

了上り候

一為

心得候

一

明後日ハ西出候所へ出候様より此約束

一為

中上少の所へ入出候度物も有候事
カワト船へ役へ出入候事預候

右等時間要細述並出再度候事
中上少候所へ申上り候事左一應可

申上り候

正月六日 前同

但前同

一為

此書是書中候事申上り候事并右様漢

又蘭文をお渡す

一 仗

此書片断は、~~...~~ 方々乃書面より、
お徳目出さす

一 為

カラフト地境より、
地境より、
お徳目出さす

一 仗

カラフト地境より、
地境より、
お徳目出さす

カラフト地境より、
地境より、
お徳目出さす

何れの中は、
お徳目出さす

一 為

カラフト地境の後、
お徳目出さす

カラフト地境の後、
お徳目出さす

カラフト地境の後、
お徳目出さす

一 仗

カラフト地境の後、
お徳目出さす

カラフト地境の後、
お徳目出さす

右一應之長條車行于外亦可市述

是也

一仗

犯前之振左傳之制振也市中述何しとも

見物お成振子取取し市中述也

一為

有人市中取也ともは儀之難懸節左左

振之取也

本文長條市中見物之儀之翌日

仗節西區及所へ取出也長取取也

西區市中論納得為仕也取也

少事

嘉永七寅年三月十日

筒井肥前守

川路左衛門尉



魯西亞人酒味較山良之俄之府中上之役も
あり未夕迄是果酒之加奈川表より
亞利加人と對活し振子して旬律要
細く始末を不お分り及とも菊水合料
欠乏のふ石岸並場は免れあり而已あり
下田松前支所より於て港を正開かせ
上如多振成徳義の下田を方七里
場亦アメリカ人の上陸おも是免

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

されし儀は此處の前身の全く後くの
り管として世に遺るはとお遠くも
ありて後世に遺るは式として千の旨を細対話
に始末は去るもはるより更にお分りなす
依り私事の内人の子を託仕のハ為す中
上り通る今般口ニヤ人返来りて言應接
六ツケは此處の事なり是れ快の上より此處
實に由成仕の万に一浦かき外より

應接し者其魯西亜人の対話し言應
任通高き不お成る太と基中と就し
予除く儀は此處に成りて此處にあり
この儀は不お成りて私事人々を信通
高き好なりは長務表に於てを合
此方此處に於ては夜アメリカ人の應接
是より後此通高き此處の合を種
より後杯一時に成りて此處に於て

後所^レ之^レも^レある^レは^レ良^クも^レ有^ク然^レ口^レヤ人
中^レ通^ル必^ズ定^ム其^レ彼^レ國^ノの^レ代^ニ長^シ海
表^ニ於^テ通^信通^商等^法免^テ其^レ成^ト
私^ニ在^リ管^シて^レ左^ノ際^ニ脱^シ去^リ返^ル籍^も
不^レ能^ク古^ノ例^律令^と此^レ認^ムる^レ古^ノ國^法法^は
改^メる^レ中^レ然^レ然^レ其^レ趣^を以^テ遮^ル
中^レ該^レ也^に人^ト占^ム能^ク及^テ希^レ備^遠遠^セる
人^ノ籍^を以^テ中^レ實^ニ政^府ノ^レ規^令也

辛^酉西^亞國^ノ左^ノ際^ニ較^シ以^テ彼^トア^メリ^カの
此^レ等^ノ據^レ合^考較^シ以^テ疑^ニ其^レ較^シ
漸^ニ返^ル籍^ニ此^レ文^段附^合較^シ悉^ク私^ニ其^レ
お^レ惜^ム以^テ打^殺以^テ及^テ糧^藉以^テ
既^ニ長^シ海^表不^レ於^テ漸^ニ國^体子^抱り
此^レ左^ノ以^テ魯^西亞^人一^日燒^殺一^以其^レ事^也
お^レ旨^ニ松^平公^義濃^守中^レ達^仕取^の
内^一火^菜取^仕組^合可^ク系^合以^テ該^レ也

一旦仕の位を成し身少くも願ひを
不仕の位をも則前文に疑意より
私にも友人の至念の候も立てお
是非とも不仕執政方振りお出
年寄荒の内へ可を治目振活る迄
私に用口も不仕成に候り仕位の事
此の程に不仕も身少くも治目も
不仕の位と候へば及

糧藉の振へ候も不仕の位に
辱と思ひ申奉公申へ一申へ
宜しき方も不仕の位に
此れは方より不仕の位に
不仕成兵端と申用ひ候へば
不仕の位に候へば不仕の
士守め候へば不仕の位に
御国へ人へ承知不仕の位に

此書子忽成行市式は節少て是
一体の事情は書き廻る名取の中
成一の風姿も有くは知方一に候
あまのりつゝ如くよふ由は是斗方候
強きふ可成然念仕のあ人打考人
と苦め居は此中を不中よめては先
圖く書ふお成りてまご入中の事
此後中よの厚は熟念らる在しては

是書に候を頼の事去浦賀表神
奈川におおて應接し此書一に
分りしりし物又勅命仕る白穂尚し
此中よの指可仕る以上

嘉永六癸丑年正月之魯西亞
船長傍表口洋船直接畧記

一 丑十月十三日阿那伊勢守殿
直進河川所
左邊耐承ノ左ノ邊

一 魯西亞國使節ノ者一直接ノ長若彼

物衣馬帽子掛緒元法

筒井犯前書

日 川路左邊耐

大紋 大沃寺後書

日 水野龍後書

大紋

布衣

荒尾七郎

古加賀一節

右に通り、若用之、彼の支配向く者、其を
大志、准し、之を、勅命、彼ら、取斗、し、

一 十月十三日

魯西亜國使節に對し、者へ應對

筒井紀前子

長格別、其意、表す、符衣

川路左衛門尉

此處、私儀、長崎、表へ、為、此、用、其、裁、魯
西亜人、應對、仕、儀、有、文化、度、の、先、例、也

此處、魯國、使節、に、者へ、私、方、相、應、し、不
お、贈、り、中、度、身、名、不、苦、儀、之、以、て、
此、式、に、依、る、儀、也

一 五月十日

筒井紀前子

長刻、不、苦、儀、也

此、處、身、名、不、苦、儀、也

一 十月十五日

御、暇、ら、後、出、し、方、於、帝、階、に、召、出、縁、松、平

和泉守殿、
仰、儀、也

十一月十二日加納宿旅中より長通書状
家来

以宿送致破止の物も長崎表渡来し
魯西亜船一艘去月廿三日返帆致し舟
別紙に通り急町使忘中紙より別子
候勢子殿に致し連書字三通為出人の
是等申の物不出老中方并各候に魯
船方是出の書物未夕到出不致太和解
は作舟の上よりでい更に意味は不致

大舟あり此候物もあつしは先一旦出
立ハ石合にお成又ハ俄に由出立にお成
と又ハ此候度にお成りて始終是船の
為に此政體動さし指さる如く安否を示
此時下は此魯船を一艘ありといは渡来の
候に候候先ハ此後左退帆を以て先張
当地より家来は作舟より各候より長
崎表へ此候再後より此掛合方の
一々續りて此式と成りて此書和解

出来し上程吾市を以て天彼地此淨
留も福合てあり候に有る以て何れと
此足合多し由而此返解海方且各指
出御府以合て勿備大沢其後御府
に候上も篤之由御衆あり長湯より
へ此打合し上此伺し旨とありしと
也惶憐云

土月六日

松平河内守
石河古伝書

筒井犯前書振
川頭左邊尉振
差尾古伝書振
古加々謹一節振

由勤定書行由連

賞

以度魯西亞取退航波の府向て筒井
犯前書始四人者此以下之振成式より

六 再後、都會も難お分て上列を并
犯前を始へし書翰及出の由有ふ日こ
到るに後、右と一覽て上列評依て
六 波り犯前を始て人の者を魯西亜に
退帆は不抱被地は、其越の指て与
たふふ、臨水は通達て波り中

使節、フナヤチン、若出の書翰和解
貴は、海船督へ奉り職高位人

我君帝王ニコラシーヤ名爵才一世魯西亜と
總て掌握したるコレハニヤ軍府の友
大なる魯西亜一隊の海船令格魯西亜
皇帝東洋海軍都督總率のそ長
姓名と記さばとる人も
列使長といふありとて
大日本國殿下は呈せん為評依て上書成
認、謹家へ禮を思ひ尚評依のて人
書翰と

大日本國殿下は呈せん是れ家々口口ヤ帝國の

一輝より阿る諸侯の中第一の文友感と
勸る人との國人よ受ける我國字と
和蘭語より倭く評するもの入用あると
おもひはをりて意志の評しをせし
めんり為和蘭の文字とまろく記し
尚書物積累ありといふも支那人は
流し國字と漢字と翻譯せしめ是も
たよレトベラルルカの都府に於て記せし
書物と心呈せしなれハ是亦ハ接後と上

評談しむしりあらん我々公候法
及びあるを疑念するなく我々福
尼を許し通意し更ハ同及して大切
なる事左扱旦

日本と魯西亜境界と定りたるハ何ぞ

□の地といふ處ありんや是判

日本高位し君と交りしあるを魯西亜帝の
深く思ふとある所あり倭く

日本高位し君と福しし諸事確と

打金形を乃達せん事と希ふ事
今余依る所ありて事のあるる時を
一旦承事する所乃海船と告ぐ一退て
復後福元の磁具と懸ひ境界談
物入るべきを待て至るへ 其時終
る事と告ぐましく急令乃あると會依
せん為海東より訂正はすことある事
となれば強積を依りてよく事なり成
遂夜友之 候に候依りては顯名れ

都は誘導せられん事候語ふれん
手所より滞留をせざるなり事上の評
依る中業ハ江戸におのりたるへ一是
亦は依りて扱よりて全く懸掛あり事
なれば出帆の時軍もあればは良の
ことと云々月も長崎港より滞留し
滞留を待たぬては後より数月と
費との我是の □ □ □ □ □ □
勇守と張る事なり候評候ある

へきを 仰ぐ へき 如部す へき
勢を 之乃事 あらば 建り 家来 兵の科
へき あらざる と 演へ へき 以後 然るべし
其と 思ひて も 事の 進せざる 時を 昂
時 へ 江戸よ せりて 御役 進へ へき 然る
上 冬 け 事 小 関係 なる へき 船 航
海 へ 其 地 ありて 我 願 と 然る へき
許 なる へき へき へき 切の 岩 合 あり
於て へき 地 と 是 地 ありて 然る へき 然る へき
此 地 ありて 然る へき 然る へき 然る へき

へき 考ふるに 其 所 將 職 乃 人
家 等 へき 會 縁 なる へき ありは 深く
我 悦 せん 願 へき は 進 なる へき 宜く
は 答 乃 何 なる へき と 待 の へき

フレカツト 軍 船 名 ハルラダ 船 名 長 崎 港 へ 至 して
ふ 八 百 四 十 三 年 丙 申 九 月 廿 一 日 我 嘉 永
六 年 癸 丑 九 月 廿 一 日

都 督 在 行 職 官 衛 一 姓 フーチヤチニ 臥

以町使致啓上以各振念以望其成
由旅仍移重幸及日物今有旨辰
上刻英國船只艘渡來有在紀山不
先達与尚冲出帆しあるや船より
再渡し越中一五ノ外難安候しお
不中山太有向十以是急キあり
此有最致度幸致し以外し候キ之畧

水野筑後守
大沢豊後守

十二月廿日

筒井犯前守振
川路左衛門尉振
美尾古伝守振
古加久徳一尉振

付書状十二月六日田代宿之左披露左
及申進出月九日長崎へ着之由

一 丑十二月十四日初應接魯西亞上陸人數
左ノ通り

使節一ノ千ヤ千二

船泊 ウニユウスキ

通辨 ホスニユウト

船勘定役 コレニヨロク

次友之者 或十人

文フイル組之者 或十人 邦合率人

上陸之行列 帆吉 帆吉書記 子同左署之

出對面 以左比右役人 名前左之也

裏付 特衣

日

大同付松

出勘定書

筒井犯前書

川路左馬尉

大級

長崎書

大沢其後書

日

日

水野龍溪書

出目付

荒尾古伝書

出傷者

古賀僅一節

出勘定書

中村為孫

出勘定

菊池大助

支配勘定

黒下初友之也

出花目付

永持亨次郎

日

事袍

日

日

布衣

日

但願之方持事人以外之五人並奉行

子時之厨中目麻上下共用

正月

西 古名書

森山菜之脚

振紗小神麻上下共用

わりの物出役の古魯西亜と陸と一玄関
と古賀謹一節出迎事と上野愛と一
出應對あり但使節初次友と者乞

下友ケイ一丁組と者丸出玄関

子時

使節初次友の者丸と別間とと休息致し

子時

多葉粉盃

火神

菓子

挽茶

決當と者あて差出

子時

筒井尻前書

手書紙折り子時と者丸と通し認

- 一 系等子中筒井犯前書と云々之 叔使節
- 一 歩等事 志海 由苦勞ニ致シ
- 一 船泊り由苦勞ニ致シ 何レ迄之 由會可
致シ
- 一 船泊り由苦勞ニ通年之 時之 別由由苦勞
為進て 由會之 致シ
- 一 船士之 由何レ由由苦勞ニ致シ
- 一 使節之 始末一件 致シ 向之 後別 由對
致之 致シ 暫之 別 間ニ由由休息可致シ

- 一 船泊り由苦勞ニ通年之 時之 別由由苦勞
為進て 由會之 致シ
- 一 船士之 由何レ由由苦勞ニ致シ
- 一 使節之 始末一件 致シ 向之 後別 由對
致之 致シ 暫之 別 間ニ由由休息可致シ
- 一 船泊り由苦勞ニ通年之 時之 別由由苦勞
為進て 由會之 致シ
- 一 船士之 由何レ由由苦勞ニ致シ
- 一 使節之 始末一件 致シ 向之 後別 由對
致之 致シ 暫之 別 間ニ由由休息可致シ

